

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市八つ尾町28番12号

有限会社 海野清掃産業
氏 名 代表取締役 海野 泰兵

令和7年6月23日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

令和7年7月1日

長崎市長 鈴木 史朗



許可番号		長崎市 第 17 号
許可期間		令和7年7月4日 から 令和9年7月3日 まで
事業の 範囲	事業の区分	収集運搬業（積替え、保管行為を含まない）
	取り扱う廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・特別管理一般廃棄物を除く）
業務の区域		長崎市内
許可の条件		(1) 洗車設備を確保し、収集車をつねに清潔に保持すること。 (2) 廃棄物は必ず燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみに分別収集し、それぞれ市が指定する処理施設へ搬入すること。
許可の更新、変更の状況		新規許可 (H9.7.4)、更新許可 (H11.7.4)、更新許可 (H13.7.4) 更新許可 (H15.7.4)、更新許可 (H17.7.4)、更新許可 (H19.7.4) 更新許可 (H21.7.4)、更新許可 (H23.7.4)、更新許可 (H25.7.4) 代表者変更 (H25.10.4)、更新許可 (H27.7.4)、更新許可 (H29.7.4) 更新許可 (R1.7.4)、更新許可 (R3.7.4)、更新許可 (R5.7.4) 更新許可 (R7.7.4)

注1 法第7条の4第1項に該当する場合は、その許可を取り消さなければならない。又、法第7条の3第1項、法第7条の4第2項に該当する場合のほか、次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 施行令第3条に定める基準に適合しなくなったとき。
- (3) 正当な理由がないのに1月以上事業の全部又は一部を休止したとき。

注2 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第31条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業務実績報告書の提出を厳守すること。